新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 1
平成27年12月25日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

条　　例

52　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（行政改革推進室）
53　県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（行政改革推進室）
54　職員の退職管理に関する条例（人事課）
55　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）
56　新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（法務文書課）
57　新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（情報政策課）
58　新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（情報政策課）
59　新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課）
60　新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（高齢福祉保健課）
61　新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（児童家庭課）
62　勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（職業能力開発課）
63　新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市政策課）
64　新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
65　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（生活安全企画課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第52号）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち新潟県建築審査会の委員の任期の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県建築審査会条例（第１条関係）
(2) 新潟県手数料条例（第２条関係）
(3) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第３条関係）
(4) 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（第４条関係）
(5) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第５条関係）
(6) 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（第６条関係）

2　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第53号）

1　県から市町村への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第１条関係）

(2) 新潟県福祉のまちづくり条例（第２条関係）

(3) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第３条関係）

(4) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第４条関係）

2　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇職員の退職管理に関する条例（新潟県条例第54号）

1　趣旨

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとしました。(第１条関係)

2　再就職者による依頼等の規制

本庁副部長、所属長（本庁課長、地域振興局部長）等の職に就いていたことのある再就職者に対し、在職時の職務に関する現職職員への依頼等を禁止することとしました。(第２条関係)

3　任命権者への届出

退職時に課長級以上であった職員が退職後に再就職した場合に再就職情報の届出を義務付けることとしました。(第３条関係)

4　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1　特定個人情報の利用の制限

特定個人情報を目的外に利用することができる場合を定めることとしました。(第10条の２関係)

2　特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人以外に本人の委任による代理人が特定個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることとしました。(第15条及び第33条の２関係)

3　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年１月１日から施行することとしました。

◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新潟県条例第57号）

1　趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとしました。(第１条関係)

2　個人番号の利用範囲

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定されていない事務において、個人番号を利用することができる事務を定めることとしました。(第２条及び別表第１関係)

(2) 県の同一の執行機関内において特定個人情報を利用することができる場合を定めることとしました。(第２条及び別表第２関係)

3　特定個人情報の提供

県の他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めることとしました。(第４条及び別表第３関係)

4　施行期日

この条例は、平成28年１月１日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第60号）

1　手数料の改正

介護支援専門員実務研修事務手数料及び介護支援専門員更新研修事務手数料について、積算根拠の見直しに

伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表関係)

2　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第65号）

1　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち特定遊興飲食店営業の許容地域等に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（第１条関係）

(2) 新潟県青少年健全育成条例（第２条関係）

(3) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（第３条及び第４条関係）

(4) 新潟県暴力団排除条例（第５条関係）

2　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年６月23日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(2) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(3) 職員の退職管理に関する条例

(4) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(5) 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(6) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(7) 新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

(8) 新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(9) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

(10) 新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(11) 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(12) 新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(13) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

(14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成27年12月25日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県条例第52号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県建築審査会条例の一部改正）

第１条　新潟県建築審査会条例（昭和46年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、新潟県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織及び<u>運営</u>について必要な事項を定めるものとする。 **第２条**　（略） <u>（委員の任期）</u> <u>**第２条の２**　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>２　委員は、再任されることができる。</u> <u>３　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>	（趣旨） **第１条**　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、新潟県建築審査会（以下「審査会」という。）の組織及び<u>議事</u>について必要な事項を定めるものとする。 **第２条**　（略）

（新潟県手数料条例の一部改正）

第２条　新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

別表（第３条関係）

(1)～(4)　（略）

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
３	農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第２項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料		１件につき150,000円
４	農産物検査法第18条第３項において準用する同法第17条第２項の規定に基づく	登録検査機関登録更新申請手数		１件につき10,100円

改　正　前

別表（第３条関係）

(1)～(4)　（略）

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
３から７まで	削除			

	登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	料		
5	農産物検査法第19条第３項において準用する同法第17条第２項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	(1) 農産物検査法第17条第４項第４号の登録の区分の増加に係るもの	１件につき150,000円
			(2) 農産物検査法第17条第４項第３号の農産物の種類又は同項第５号の区域の増加に係るもの	１件につき30,000円
6及び7	削除			

（略）

(6)～(9)　（略）

（略）

(6)～(9)　（略）

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第３条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この条において「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係） (1)・(2)　（略） (3) 県民生活・環境部関係	**別表**（第２条関係） (1)・(2)　（略） (3) 県民生活・環境部関係

事　務	市町村
(略)	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第５項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第３項第１号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1) 法第７条第４項第８号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第８号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	(略)
(略)	

(4)　(略)

(5) 福祉保健部関係

事　務	市町村
(略)	
14　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) (9)　(略) (10)　(略) (11)　(略) (12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略)	(略)

事　務	市町村
(略)	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第５項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第３項第１号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1) 法第７条第４項第９号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第９号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	(略)
(略)	

(4)　(略)

(5) 福祉保健部関係

事　務	市町村
(略)	
14　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　(略) (5) 法第５条第２項の規定による有効期間の更新 (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) (9)　(略) (10)　(略) (11)　(略) (12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略) (16)　(略) (17)　条例第６条の規定による意見の聴取	(略)

改正後	改正前
(6)・(7)　(略) (8) 農地部関係 事務 ／ 市町村 (略) ３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ／ (略) (1) 法第７条第４項第１号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2)　(略) (3) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第１号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意 (略) (9)　(略)	(6)・(7)　(略) (8) 農地部関係 事務 ／ 市町村 (略) ３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ／ (略) (1) 法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2)　(略) (3) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意 (略) (9)　(略)

（新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

改正後	改正前
（新潟市が処理する事務の範囲） **第２条**　次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　(略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～エ　(略)	（新潟市が処理する事務の範囲） **第２条**　次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　(略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～エ　(略) オ　法第７条第２項の規定による医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第３項に規定する事項（同条第１項第14号に掲げる事項を除く。）の変更の許可（病床数又は病床の種別の変更に係るものを除く。） カ　法第12条第１項ただし書の規定による開設者自身の管理免除の許可 キ　法第12条第２項の規定による管理者兼任の許可 ク　法第15条第３項の規定によるエックス線装置等の届出の受理 ケ　法第16条ただし書の規定による医師の宿直

	免除の許可 コ　法第18条ただし書の規定による専属薬剤師設置免除の許可 サ　法第27条の規定による検査及び許可証の交付（病床数又は病床の種別の変更以外の変更に係るものに限る。） シ　医療法施行令（昭和23年政令第326号）第４条第１項の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理 ス　医療法施行令第４条の２の規定による開設後の届出の受理
オ　（略）	セ　（略）
(9)～(21)　（略）	(9)～(21)　（略）

（新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正）

第５条　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改　正　後	改　正　前
（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)及び(9)　削除 (10)～(36)　（略）	（事務処理の特例） **第３条**　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7)　（略） (8)　削除 (9)　法第39条の２第２項ただし書の規定による実務従事の許可 (10)～(36)　（略）

（新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部改正）

第６条　新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改　正　後	改　正　前
	（市町村との連携） **第６条**　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。 (1)　法第５条第３項に規定する有効期間を更新するとき。 (2)　その他知事が必要と認めるとき。
第６条　（略）	**第７条**　（略）
第７条　（略）	**第８条**　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　この条例及び県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年新潟県条例第53号。以下「整備条例」という。)に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、整備条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

新潟県条例第53号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下この条において「削除別表細目項等」という。）を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下この条において「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)・(2)　（略）
(3) 県民生活・環境部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>6　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
(1)～(25)　（略）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、<u>村上市</u>、燕市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市</td></tr>
<tr><td>7　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の</td><td>各市町</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)・(2)　（略）
(3) 県民生活・環境部関係
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>6　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
(1)～(25)　（略）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市及び胎内市</td></tr>
<tr><td>7　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の</td><td>各市町</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21)　（略） (22)　法第75条第１項の規定による報告の徴収（第１号、第９号及び第16号に掲げる事務に係るものに限る。次号及び第23号の２において同じ。） (23)　（略） (23)の２　法第75条の２の規定による報告の徴収 (24)～(31)　（略）	村（第23号の２の事務にあっては、新潟市、長岡市、三条市、燕市及び上越市に限る。）
８　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	新潟市、長岡市、三条市、上越市及び佐渡市
（略）	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法第20条第５項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為に係るものを除き、自然公園法施行令附則第３項第１号イからホまでに規定する行為以外の行為に係るものに限る。） (1)・(2)　（略）	（略）
（略）	

(4) 防災局関係

適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21)　（略） (22)　法第75条第１項の規定による報告の徴収（第１号、第９号及び第16号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。） (23)　（略） (24)～(31)　（略）	村
８　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	新潟市、長岡市、上越市及び佐渡市
（略）	
15の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)　（略）	（略）
（略）	

(4) 防災局関係

事　務	市町村
1　火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11)　(略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町
2　火薬類取締法（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61)　(略)	新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	

(5) 福祉保健部関係

事　務	市町村
(略)	
1の5　社会福祉法（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第３項第４号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(6)　(略)	村上市及び五泉市
1の6　社会福祉法（以下この項において「法」という。)及び新潟県軽費	三条市、十

事　務	市町村
1　火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。） (1)～(11)　(略)	長岡市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町
2　火薬類取締法（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61)　(略)	新潟市、三条市、柏崎市、見附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	

(5) 福祉保健部関係

事　務	市町村
(略)	
1の5　社会福祉法（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第３項第４号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(6)　(略)	村上市、燕市及び五泉市
1の6　社会福祉法（以下この項において「法」という。)及び新潟県軽費	三条市、十

老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12)　(略)	日　町市、見附市、燕市、糸魚川市及び佐渡市
１の７　老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　(略) (5) 法第15条第３項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第８号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。） (6)～(18)　(略)	三　条市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市及び佐渡市
１の８　老人福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第20条の４に規定する養護老人ホームに係るものに限る。） (1) 法第15条第３項の規定による施設の設置の届出の受理 (2) 法第15条第４項の規定による施設の設置の認可 (3) 法第15条の２第２項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第16条第２項の規定による廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出の受理 (5) 法第16条第３項の規定による廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可 (6) 法第18条第２項の規定による報告の徴収及び立入検査 (7) 法第19条第１項の規定による命令及び認可の取消し (8) 法第19条第２項の規定による意見の聴取	燕市

老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12)　(略)	日　町市、見附市、糸魚川市及び佐渡市
１の７　老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4)　(略) (5) 法第15条第３項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第８号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。） (6)～(18)　(略)	三　条市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市及び佐渡市

1の9　老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第29条第1項の規定による施設の設置の届出の受理 (2) 法第29条第2項の規定による変更の届出の受理 (3) 法第29条第3項の規定による廃止又は休止の届出の受理 (4) 法第29条第9項の規定による報告の徴収及び立入検査 (5) 法第29条第11項の規定による命令 (6) 法第29条第12項の規定による公示	燕市		
1の10　（略）	（略）	1の8　（略）	（略）
（略）		（略）	
8　児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)・(2)　（略） (3) 法第35条第6項の規定による意見の聴取 (4) 法第35条第7項の規定による協議 (5) 法第35条第11項の規定による廃止又は休止の届出の受理 (6) 法第35条第12項の規定による廃止又は休止の承認 (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略） (12)　（略） (13)　（略）	（略）	8　児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)・(2)　（略） (3) 法第35条第6項の規定による廃止又は休止の届出の受理 (4) 法第35条第7項の規定による廃止又は休止の承認 (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） (10)　（略） (11)　（略）	（略）
9　児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)・(2)　（略） (3) 法第35条第11項の規定による廃止又は休止の届出の受理 (4) 法第35条第12項の規定による廃	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町	9　児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)・(2)　（略） (3) 法第35条第6項の規定による廃止又は休止の届出の受理 (4) 法第35条第7項の規定による廃	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町

止又は休止の承認 (5)～(11)　(略)	市、村上市、燕市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町
(略)	

(6)　(略)

(7) 農林水産部関係

事　務	市町村
(略)	
3　農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6)　(略)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村

止又は休止の承認
(5)～(11)　(略)

止又は休止の承認 (5)～(11)　(略)	市、燕市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町
(略)	

(6)　(略)

(7) 農林水産部関係

事　務	市町村
(略)	
3　農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6)　(略)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村

（略）	
11　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(8)　（略）	三条市、十日町市、見附市、村上市、燕市及び妙高市
（略）	
13　森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(20)　（略）	三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市及び粟島浦村
14　森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6)　（略）	三条市、見附市、燕市、妙高市、佐渡市及び粟島浦村

(8) 農地部関係

事務	市町村
1　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第４条第１項の規定による農地の転用の許可（法附則第２項第１号に規定する許可を除く。） (2) 法第４条第３項（法第４条第６項並びに第５条第３項及び第５項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号から第５号までに掲げる事務に係るものに限る。） (3) 法第４条第５項の規定による協議（法附則第２項第２号に規定する協議を除く。） (4) 法第５条第１項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（法附則第２項第	新潟市、長岡市、三条市、新発田市、見附市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎

（略）

11　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(8)　（略）	三条市、十日町市、見附市及び妙高市
（略）	
13　森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(20)　（略）	三条市、十日町市、見附市、妙高市及び粟島浦村
14　森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6)　（略）	三条市、見附市、妙高市、佐渡市及び粟島浦村

(8) 農地部関係

事務	市町村
1　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第４条第１項の規定による農地の転用の許可 (2) 法第４条第３項（法第４条第６項並びに第５条第３項及び第５項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (3) 法第４条第５項の規定による協議 (4) 法第５条第１項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	新潟市、三条市、見附市、燕市、出雲崎町、津南町及び粟島浦村

	３号に規定する許可を除く。) (5) 法第５条第４項の規定による協議（法附則第２項第４号に規定する協議を除く。) (6)～(10)　(略) (11)　法第51条第１項の規定による処分（第１号及び第３号から第５号までに掲げる事務に係るものに限る。) (12)・(13)　(略)	町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村	(5) 法第５条第４項の規定による協議 (6)～(10)　(略) (11)　法第51条第１項の規定による処分（第１号及び第３号から第５号までに掲げる事務に係るものに限る。第14号において同じ。) (12)・(13)　(略) (14)　法附則第２項の規定による協議	
	２　農地法に基づく事務のうち、１の項各号に掲げるもの（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に係るものを除く。)	柏崎市、十日町市、糸魚川市、五泉市及び刈羽村	２　農地法（以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第４条第１項の規定による農地の転用の許可（法附則第２項第１号に規定する許可を除く。) (2) 法第４条第３項（法第４条第６項並びに第５条第３項及び第５項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取（前号及び次号から第５号までに掲げる事務に係るものに限る。) (3) 法第４条第５項の規定による協議（法附則第２項第２号に規定する協議を除く。) (4) 法第５条第１項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（法附則第２項第３号に規定する許可を除く。) (5) 法第５条第４項の規定による協議（法附則第２項第４号に規定する協議を除く。) (6) 法第49条第１項の規定による立入調査等（第１号、第４号、第11号及び第13号に掲げる事務に係るものに限る。第10号において同じ。) (7) 法第49条第３項の規定による通知（前号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。) (8) 法第49条第３項ただし書の規定による公示 (9) 法第49条第５項の規定による損失の補償 (10)　法第50条の規定による報告の徴取 (11)　法第51条第１項の規定による処分（第１号及び第３号から第５号までに掲げる事務に係るものに	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、胎内市、弥彦村、湯沢町、刈羽村及び関川村

（略）	
３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第７条第11項第１号（法第８条第４項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。） (3)　（略）	新　潟市、長岡市、三　条市、燕市、阿賀　野市、胎内市、聖　籠町、湯沢町、津　南町、関川村及び粟島浦村
（略）	

(9) 土木部関係

事　　務	市町村

限る。） (12)　法第51条第２項の規定による命令書の交付（前号に掲げる事務に係るものに限る。次号において同じ。） (13)　法第51条第３項の規定による措置の実施及び公告	
（略）	
３の２　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第７条第９項（法第８条第４項において準用する場合を含む。）の規定による協議 (3) 法第７条第11項第１号（法第８条第４項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (4)　（略）	新　潟市、三条市、燕市、津南町及び粟島浦村
３の３　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画（法第７条第９項第１号に掲げる行為に係るものを除く。第３号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第７条第11項第１号（法第８条第４項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。） (3) 法第８条第４項において準用する法第７条第４項第２号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	胎　内市、湯沢町及び関川村
（略）	

(9) 土木部関係

事　　務	市町村

（略）	
９　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が５ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(24)　（略） (25)　法第86条第１項の規定による換地計画の認可（法第３条第１項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）及び同条第２項に規定する土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という。）が行う土地区画整理事業に係るものに限る。） (26)～(38)　（略）	（略）
（略）	
９の４　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第41条第４項の規定による滞納処分の認可（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市及び十日町市
９の５　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第127条の２第１項に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求の裁決（土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。）（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三条市
10　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者及び土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4)　（略）	（略）
（略）	

（略）	
９　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が５ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(24)　（略） (25)　法第86条第１項の規定による換地計画の認可（法第３条第１項の規定による施行者及び同条第２項に規定する土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という。）が行う土地区画整理事業に係るものに限る。） (26)～(38)　（略）	（略）
（略）	
９の４　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第２条第４項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第41条第４項の規定による滞納処分の認可 (2) 法第127条の２第１項に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求の裁決（土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。）	三条市
10　土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第３条第１項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）及び土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4)　（略）	（略）
（略）	

（新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第２条　新潟県福祉のまちづくり条例（平成８年新潟県条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（事務処理の特例）
第26条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>１の２　次に掲げる事務
(1)・(2)　（略）</td><td>長　岡市、三条市及び上越市</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２の２　次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの
(1)・(2)　（略）</td><td>十日町市、見附市、村上市及び燕市</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（事務処理の特例）
第26条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>１の２　次に掲げる事務
(1)・(2)　（略）</td><td>長岡市及び上越市</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２の２　次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの
(1)・(2)　（略）</td><td>村上市</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（事務処理の特例）
第３条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。
(1)～(9)　（略）
(10)　法第40条の５第１項の規定による再生医療等製品の販売業の許可
(11)　法第40条の５第４項の規定による許可の更新
(11)の２　法第40条の６第２項ただし書の規定による実務従事の許可
(11)の３　法第40条の７第１項において準用する法第10条第１項の規定による休廃止等の届出の受理
</td><td>
（事務処理の特例）
第３条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。
(1)～(9)　（略）
</td></tr>
</table>

(12)　法第69条第２項の規定による報告の徴収及び立入検査（医薬品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。）及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。第14号、第15号及び第17号から第20号までにおいて同じ。）	(10)及び(11)　削除 (12)　法第69条第２項の規定による報告の徴収及び立入検査（医薬品の販売業者（法第31条に規定する配置販売業者を除く。）に係るものに限る。第14号、第15号及び第17号から第20号までにおいて同じ。）
(13)～(20)　（略）	(13)～(20)　（略）
(21)　法第76条の規定による通知等（第５号及び第11号に掲げる事務に係るものに限る。）	(21)　法第76条の規定による通知等（第５号に掲げる事務に係るものに限る。）
(22)　政令第44条の規定による許可証の交付（法第25条第２号の許可に係るものを除く。次号から第27号までにおいて同じ。）	(22)　政令第44条の規定による許可証の交付（法第25条第２号及び法第40条の５第１項の許可に係るものを除く。次号から第27号までにおいて同じ。）
(23)～(36)　（略）	(23)～(36)　（略）

（新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正）

第４条　新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（事務処理の特例）
第11条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務
(1)～(16)　（略）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野</td></tr>
</table></td><td>（事務処理の特例）
第11条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務
(1)～(16)　（略）</td><td>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村		市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第54号

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の２第８項及び第38条の６第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第38条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第８項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第２項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

新潟県条例第55号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第６項の規定に基き、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
（昇給） **第12条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	（昇給） **第12条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
３～６　（略）	３～６　（略）
（勤勉手当） **第26条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい	（勤勉手当） **第26条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇

て人事委員会規則で定める日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２～５　（略）	２～５　（略）

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（昇給） **第11条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	（昇給） **第11条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
３～６　（略）	３～６　（略）
（勤勉手当） **第27条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	（勤勉手当） **第27条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２・３　（略）	２・３　（略）

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第４条　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第３条及び第６条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第３条及び第６条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第５条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になつている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）	（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になつている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第６条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇及び休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇及び休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第７条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。)第２条第３号、第３条	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。)第２条第３号、第３条

第１項、第５条第１項及び第６条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第２条第１号の公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。	第１項、第５条第１項及び第６条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第２条第１号の公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第８条　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略） ３　（略） （法第10条第１項に規定する条例で定める職員） **第11条**　法第10条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）	（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略） ３　（略） （法第10条第１項に規定する条例で定める職員） **第11条**　法第10条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条　新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改　正　後	改　正　前
（任命権者の報告） **第２条**　任命権者は、毎年７月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)　（略） (2)　職員の人事評価の状況 (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　職員の退職管理の状況 (9)　職員の研修の状況 (10)　（略） (11)　（略）	（任命権者の報告） **第２条**　任命権者は、毎年７月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (8)　（略） (9)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平成29年１月１日に行われる昇給に関する経過措置）

2　平成29年１月１日に行われる昇給については、第２条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職員給与条例」という。）第12条又は第３条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成28年６月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

3　平成28年６月に支給する勤勉手当については、改正後の一般職員給与条例第26条又は改正後の市町村立学校職員給与条例第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第56号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　（略） (5) 特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (6) 保有特定個人情報　行政文書に記録された特定個人情報をいう。 (7)　（略） (8)　（略）	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）
（利用及び提供の制限） **第10条**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(7)　（略） ２　（略）	（利用及び提供の制限） **第10条**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(7)　（略） ２　（略）
（特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそ	

れがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の３　実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

（提供先に対する措置の要求）

第12条　実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

（開示請求）

第15条　（略）

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の方法）

第16条　開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1)　（略）

(2)　代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)・(4)　（略）

２　開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　（略）

（保有個人情報の開示義務）

第17条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)　（略）

(2)　開示請求者（第15条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第４号、次条

（提供先に対する措置の要求）

第12条　実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

（開示請求）

第15条　（略）

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の方法）

第16条　開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1)　（略）

(2)　法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3)・(4)　（略）

２　開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　（略）

（保有個人情報の開示義務）

第17条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)　（略）

(2)　開示請求者（第15条第２項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本

第２項並びに第23条第１項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7)　(略)

(開示の実施及び方法)

第24条　(略)

２　実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示する場合には、開示を受ける者が当該保有個人情報の本人又はその代理人であることの確認を実施機関が定める手続により行うものとする。

３　(略)

(訂正請求の方法)

第28条　訂正請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)・(2)　(略)

(3) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(4)～(6)　(略)

２～４　(略)

(利用停止請求)

第33条　何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

２　第15条第２項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。

３　第１項の規定による利用停止の請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有特定個人情報の利用停止請求)

第33条の２　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

人をいう。次号及び第４号、次条第２項並びに第23条第１項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7)　(略)

(開示の実施及び方法)

第24条　(略)

２　実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示する場合には、開示を受ける者が当該保有個人情報の本人又はその法定代理人であることの確認を実施機関が定める手続により行うものとする。

３　(略)

(訂正請求の方法)

第28条　訂正請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)・(2)　(略)

(3) 法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(4)～(6)　(略)

２～４　(略)

(利用停止請求)

第33条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

２　第15条第２項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。)について準用する。

３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(1) 第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき　当該保有特定個人情報の提供の停止 ２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。	
（利用停止請求の方法） **第34条**　第33条第１項又は前条第１項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次の事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　（略） ２・３　（略）	（利用停止請求の方法） **第34条**　利用停止請求をしようとする者は、次の事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3) 法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所 (4)～(6)　（略） ２・３　（略）
（他の法令等との調整等） **第51条**　（略） ２　実施機関は、他の法令等（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第24条第３項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ３・４　（略）	（他の法令等との調整等） **第51条**　（略） ２　実施機関は、他の法令等（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第24条第３項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 ３・４　（略）

第２条　新潟県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6) 情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第32条において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。 (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略）	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略）
（特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　（略）	（特定個人情報の利用の制限） **第10条の２**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。 ２　（略）
（情報提供等記録の利用の制限） **第10条の３**　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。	
第10条の４　（略）	**第10条の３**　（略）
（事案の移送） **第22条**　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　（略）	（事案の移送） **第22条**　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　（略）
（事案の移送） **第31条**　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が第22条第３項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者	（事案の移送） **第31条**　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第22条第３項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけれ

に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　（略）	ばならない。 ２・３　（略）
（保有個人情報の提供先への通知） **第32条**　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第７号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（保有個人情報の提供先への通知） **第32条**　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
（保有特定個人情報の利用停止請求） **第33条の２**　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2)　（略） ２　（略）	（保有特定個人情報の利用停止請求） **第33条の２**　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　第８条の規定に違反して収集されたとき、第９条第３項の規定に違反して保有されているとき、第10条の２の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2)　（略） ２　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は平成28年１月１日から、第２条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新潟県条例第57号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項及び法第19条第９号に基づく個人番号（法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号の利用範囲）

第２条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第４条第１項において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　知事又は教育委員会（法令の規定により法別表第２の第２欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

４　第２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第３条　県内に私立の高等学校又は中学校を設置する学校法人は、別表第１の２の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

（特定個人情報の提供）

第４条　法第19条第９号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる執行機関が、同表の第３欄に掲げる執行機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年１月１日から施行する。

（検討）

２　県は、個人情報の利用に関する法制の整備状況その他個人情報の取扱いに関する国の動向及びこの条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第１（第２条関係）

執行機関	事務
１　知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。３の項及び５の項において同じ。）（特別支援学

	校の高等部を除く。)における授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図るための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2　知事	私立の高等学校及び中学校における学費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3　知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等で学び直す生徒に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4　知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5　教育委員会	国公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。)における授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図るための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6　教育委員会	県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
7　教育委員会	公立の特別支援学校及び県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。)への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。)であって規則で定めるもの
8　教育委員会	新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）附則第４項の規定による授業料を徴収しないことに関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第２条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第３（第４条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1　知事	生活保護法による保護の決定及び実	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する

	施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2　知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3　知事	別表第２の中欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

新潟県条例第58号

新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年新潟県条例第96号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

新潟県条例第59号

新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

（新潟県県税条例の一部改正）

第１条　新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改　正　後	改　正　前
第９条　（略） （徴収の猶予に係る分割納付又は分割納入） 第９条の２　知事は、徴収の猶予（法第15条第３項に規定する徴収の猶予をいう。以下この条から第９条の４まで及び第９条の11において同じ。）又は徴収の猶予期間の延長（法第15条第５項に規定する徴収の猶予期間の延長をいう。以下この条及び次条において同じ。）をする場合には、当該猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割して納付し、又は納入すべき徴収金について、分割後の各納期限及び各分割金額を定めるものとする。 ２　知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がこの条の規定により定めた分割金額をその納期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その各納期限及び各分割金額を変更することができる。 ３　知事は、前項に定めるもののほか、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該猶予を継続することが適当でないと認めるときは、この条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更することができる。 （徴収の猶予の申請手続等） 第９条の３　徴収の猶予（法第15条第１項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、第１号に掲げる事項を記載した申請書に第２号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)　申請書に記載すべき事項 ア　法第15条第１項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細 イ　当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間 ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要	第９条　（略）

と認める事項

(2) 申請書に添付すべき書類

ア　前号アに掲げる事実を証するに足りる書類

イ　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

ウ　施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。）

エ　アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

２　徴収の猶予（法第15条第２項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、第１号に掲げる事項を記載した申請書に第２号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載すべき事項

ア　当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

イ　当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 申請書に添付すべき書類

ア　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

イ　施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。）

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

３　徴収の猶予期間の延長の申請をしようとする者は、第１号に掲げる事項を記載した申請書に第２号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載すべき事項

ア　徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

イ　徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 申請書に添付すべき書類

ア　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

イ　施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。）

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要

と認める書類

4　第１項又は前項の規定により添付すべき書類(施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類を除く。)については、これらの規定にかかわらず、法第15条の２第４項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。

5　法第15条の２第６項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第７項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

（徴収の猶予に係る分割納付又は分割納入の変更の通知）

第９条の４　知事は、第９条の２第２項又は第３項の規定により、同条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入）

第９条の５　知事は、職権による換価の猶予（法第15条の５第２項に規定する職権による換価の猶予をいう。以下この条から第９条の７まで及び第９条の11において同じ。)又は職権による換価の猶予期間の延長（法第15条の５第２項において読み替えて準用する法第15条第４項の規定により職権による換価の猶予をした期間の延長をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、その猶予に係る金額（施行令第６条の９の３第１項で定める額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して、分割後の各納期限及び各分割金額を定めるものとする。

2　知事は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長を受けた者がこの条の規定により定めた分割金額をその納期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その各納期限及び各分割金額を変更することができる。

3　知事は、前項に定めるもののほか、職権による

換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該猶予を継続することが適当でないと認めるときは、この条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更することができる。

（職権による換価の猶予の手続等）

第９条の６　知事は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者又は当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(2) 施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。）

(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入の変更の通知）

第９条の７　知事は、第９条の５第２項又は第３項の規定により、同条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（申請による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入）

第９条の８　知事は、申請による換価の猶予（法第15条の５第１項に規定する申請による換価の猶予をいう。以下この条から第９条の11までにおいて同じ。）又は申請による換価の猶予期間の延長（法第15条の６第３項において読み替えて準用する法第15条第４項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、その猶予に係る金額（施行令第６条の９の３第２項において読み替えて準用する同条第１項で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して、分割後の各納期限及び各分割金額を定めるものとする。

２　知事は、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けた者がこの条の規定により定めた分割金額をその納期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得

ない理由があると認めるときは、その各納期限及び各分割金額を変更することができる。

3　知事は、前項に定めるもののほか、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該猶予を継続することが適当でないと認めるときは、この条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更することができる。

（申請による換価の猶予の申請期限、申請手続等）

第９条の９　申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、猶予を受けようとする徴収金の納期限から６月以内に第１号に掲げる事項を記載した申請書に第２号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載すべき事項

ア　当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

イ　納付又は納入が困難である金額

ウ　当該申請による換価の猶予を受けようとする期間

エ　アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 申請書に添付すべき書類

ア　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

イ　施行令第６条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。）

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2　申請による換価の猶予期間の延長の申請をしようとする者は、第１号に掲げる事項を記載した申請書に第２号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載すべき事項

ア　申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

イ　申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 申請書に添付すべき書類

ア　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

イ　施行令第６条の10の規定により提出すべき

書類その他担保の提供に関し必要となる書類（第９条の11ただし書の規定により担保を徴しない場合を除く。） ウ　ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 ３　法第15条の６の２第３項において読み替えて準用する法第15条の２第６項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法第15条の６の２第３項において準用する法第15条の２第７項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。 （申請による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入の変更の通知） **第９条の10**　知事は、第９条の８第２項又は第３項の規定により、同条の規定により定めた各納期限及び各分割金額を変更したときは、その旨、変更後の各納期限及び各分割金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。 （担保の徴取） **第９条の11**　知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第１項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予に係る期間が３月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認めた場合は、この限りでない。	

（新潟県産業廃棄物税条例の一部改正）

第２条　新潟県産業廃棄物税条例（平成15年新潟県条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（徴収猶予） **第11条**　（略） ２　（略） ３　法第15条の２の２、第15条の２の３及び第15条の３並びに第16条の２第１項から第３項までの規定は第１項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第２項及び第３項、第16条の２第４項並びに第16条の５第１項及び第２項の規定は第１項後段の規定による担保について、それぞれ準用する。 ４　（略）	（徴収猶予） **第11条**　（略） ２　（略） ３　法第15条第４項、第15条の２及び第15条の３並びに第16条の２第１項から第３項までの規定は第１項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第２項及び第３項、第16条の２第４項並びに第16条の５第１項及び第２項の規定は第１項後段の規定による担保について準用する。 ４　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（徴収猶予に関する経過措置）

2　第１条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第９条の２から第９条の４まで及び第９条の11（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号。以下「改正法」という。）附則第１条第６号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第１項又は第２項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第１項又は第２項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第１条第６号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第１項又は第２項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（職権による換価の猶予に関する経過措置）

3　新条例第９条の５から第９条の７まで及び第９条の11（新法第15条の５第１項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の５第１項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

（申請による換価の猶予に関する経過措置）

4　新条例第９条の８から第９条の10まで及び第９条の11（新法第15条の６第１項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

新潟県条例第60号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（手数料の納入方法）
第４条　手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表１の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第２条の２第１項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第２条の３第１項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りでない。</td><td>（手数料の納入方法）
第４条　手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表１の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第２条の２第１項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第２条の３第１項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>**別表**（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を納めなければならない者</th><th>名　称</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>２　法第69条の２第１項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者</td><td>介護支援専門員実務研修事務手数料</td><td>１件につき
42,200円</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>５　法第69条の８第２項の規定により更新研修を受けようとする者
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修
(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限</td><td>介護支援専門員更新研修事務手数料</td><td>１件につき
29,600円
１件につき
33,600円</td></tr>
</table></td><td>**別表**（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を納めなければならない者</th><th>名　称</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>２　法第69条の２第１項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者</td><td>介護支援専門員実務研修事務手数料</td><td>１件につき
13,100円</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>５　法第69条の８第２項の規定により更新研修を受けようとする者
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修
(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限</td><td>介護支援専門員更新研修事務手数料</td><td>１件につき
13,000円
１件につき
11,800円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

る。） (3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		1件につき 18,000円
（略）		
7　法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（18の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
（略）		
16　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
17　旧介護保険法第108条第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受	（略）	（略）

る。） (3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		1件につき 11,600円
（略）		
7　法第70条の2第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（19の項第2号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
（略）		
16　法第107条第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者	指定介護療養型医療施設指定手数料	1件につき 42,200円
17　法第107条の2第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
18　法第108条第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようと	（略）	（略）

けようとする者		
18　（略）		
19　（略）		
20　（略）		
21　（略）		
22　（略）		

備考

20の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を１件の公表とみなす。

する者		
19　（略）		
20　（略）		
21　（略）		
22　（略）		
23　（略）		

備考

21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を１件の公表とみなす。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

新潟県条例第61号

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第77号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第１項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準）

第３条　最低基準は、次条から第11条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（基本方針）

第４条　婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　婦人保護施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（最低基準と婦人保護施設）

第５条　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（非常災害対策）

第６条　婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該婦人保護施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

（婦人保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第７条　婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（給食の安全性に関する情報）

第８条　婦人保護施設は、食品の原材料の産地その他の給食の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第９条　婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（関係機関との連携）

第10条　婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（暴力団等の排除）

第11条　婦人保護施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

新潟県条例第62号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県立職業能力開発校条例の一部改正）

第１条　新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の７第１項ただし書及び第３項、法第16条第１項及び第３項、法第19条第１項、法第23条第１項第３号並びに法第28条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の６第１項ただし書及び第３項、法第16条第１項及び第３項、法第19条第１項、法第23条第１項第３号並びに法第28条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。
（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練） **第４条**　法第15条の７第１項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。	（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練） **第４条**　法第15条の６第１項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。
（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） **第５条**　法第15条の７第３項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。	（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） **第５条**　法第15条の６第３項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（新潟県旅館業法施行条例の一部改正）

第２条　新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（社会教育施設等） **第２条**　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項及び第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） ２　知事は、前項第８号の施設を指定したときは、告示するものとする。	（社会教育施設等） **第２条**　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項及び第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第１項に規定する勤労青少年ホーム (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） ２　知事は、前項第９号の施設を指定したときは、告示するものとする。

（新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設） **第９条**　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　（略）	（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設） **第９条**　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第１項に規定する勤労青少年ホーム (6)　（略）

（新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正）

第４条　新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成５年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（定義） **第２条**　この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７第１項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第１項に規定する職業能力開発総合大学校又は知事の指定した養成施設をいう。	（定義） **第２条**　この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の６第１項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第１項に規定する職業能力開発総合大学校又は知事の指定した養成施設をいう。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第63号

新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟県屋外広告物条例（平成７年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）
第37条の２　法第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、新発田市<u>及び佐渡市</u>が処理することとする。
２　第２章及び第３章の規定は、新発田市<u>及び佐渡市</u>の区域においては、適用しない。

（事務処理の特例）
第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>１　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(7)　（略）</td><td>新発田市<u>及び佐渡市</u></td></tr>
<tr><td>２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(29)　（略）</td><td>三条市、見附市、胎内市、湯沢町及び刈羽村</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）
第37条の２　法第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、新発田市が処理することとする。
２　第２章及び第３章の規定は、新発田市の区域においては、適用しない。

（事務処理の特例）
第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>１　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(7)　（略）</td><td>新発田市</td></tr>
<tr><td>２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(29)　（略）</td><td>三条市、見附市<u>、佐渡市</u>、胎内市、湯沢町及び刈羽村</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第64号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>寺　地　住　宅</td><td>糸魚川市大字寺地</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>寺　地　住　宅</td><td>糸魚川市大字寺地</td></tr>
<tr><td>小 出 雲 住 宅</td><td>妙高市小出雲３丁目</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、平成28年３月１日から施行する。

新潟県条例第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第１条　新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この項において同じ。）から100メートル以内の地域 (3)・(4)　（略） ２　前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。 (1)　（略）	（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)・(4)　（略） ２　前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。 (1)　（略）

(2) 法第２条第１項第４号及び第５号の営業（祭礼、縁日等地域的慣習による行事に伴つて営む営業であつて、３月以内の期間を限つて営むものに限る。)に係る営業所

(2) 法第２条第１項第７号及び第８号の営業（祭礼、縁日等地域的慣習による行事に伴つて営む営業であつて、３月以内の期間を限つて営むものに限る。)に係る営業所

（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第４条　法第13条第１項第１号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は次の各号に掲げる日とし、同項第１号に規定する当該事情のある地域は当該各号に掲げる日の区分に従い当該各号に定める地域とし、同項の条例で定める時は午前１時とする。

(1)～(4)　（略）

（午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域等）

第４条の２　接待飲食等営業（法第２条第４項に規定する接待飲食等営業をいう。)及びまあじやん屋に係る法第13条第１項第２号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、公安委員会規則で定める地域とし、同項の条例で定める時は午前１時とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

第４条の３　法第２条第１項第４号に掲げる営業(まあじやん屋を除く。)は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間については、これを営んではならない。

(1) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域　午前零時から午前１時まで、午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

(2) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域以外の地域　午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

(3) 第４条各号に掲げる日以外の日における県内全域　午前６時後午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

２　法第２条第１項第５号に掲げる営業は、第４条第４号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前１時までの時間については、前条の公安委員会規則で定める地域（第４条第４号の公安委員会規則で定める日における同号の公安委員会規則で定める地域を除く。)において、これを営んではならない。

（騒音及び振動の数値）

第５条　法第15条（法第32条第２項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ

（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第４条　法第13条第１項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は次の各号に掲げる日とし、同項に規定する当該事情のある地域は当該各号に掲げる日の区分に従い当該各号に定める地域とし、その時は午前１時とする。

(1)～(4)　（略）

（午前１時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域）

第４条の２　接待飲食等営業（法第２条第４項に規定する接待飲食等営業をいう。)及びまあじやん屋に係る法第13条第１項の午前１時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

第４条の３　法第２条第１項第７号に掲げる営業(まあじやん屋を除く。)は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間については、これを営んではならない。

(1) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域　午前零時から午前１時まで、日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

(2) 第４条各号に掲げる日における当該各号に定める地域以外の地域　日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

(3) 第４条各号に掲げる日以外の日における県内全域　日出時から午前９時まで及び午後11時から翌日の午前零時までの時間

２　法第２条第１項第８号に掲げる営業は、第４条第４号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前１時までの時間については、前条の公安委員会規則で定める地域（第４条第４号の公安委員会規則で定める日における同号の公安委員会規則で定める地域を除く。)において、これを営んではならない。

（騒音及び振動の数値）

第５条　法第15条（法第32条第２項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ

同欄に定める数値とする。

地　域	数　値		
	午前６時後午後６時前	午後６時から翌日の午前零時前	午前零時から午前６時まで
（略）			
備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)～(4)　（略） (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）			

２　（略）

（風俗営業者の遵守事項）

第７条　（略）

２　法第２条第１項第４号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項（まあじやん屋にあつては、第２号及び第３号に掲げるものに限る。）を守らなければならない。

(1)～(4)　（略）

３　法第２条第１項第５号の営業を営む風俗営業者は、第１項に規定するもののほか、午後６時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第２項に規定する保護者をいう。）の同伴を求めなければならない。

第８条　削除

（店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限）

第11条　法第28条第４項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から午前６時までの間これを営んではならない。

第11条の２　（略）

（特定遊興飲食店営業の許容地域）

第11条の３　法第31条の23において準用する法第４条第２項第２号に規定する特定遊興飲食店営業（法第２条第11項に規定する特定遊興飲食店営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置が許容される地域は、次のいずれにも該当する地域とする。

同欄に定める数値とする。

地　域	数　値		
	日出時から日没時まで	日没時から午後10時まで	午後10時から翌日の日出時まで
（略）			
備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)～(4)　（略） (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム			

２　（略）

（風俗営業者の遵守事項）

第７条　（略）

２　法第２条第１項第７号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項（まあじやん屋にあつては、第２号及び第３号に掲げるものに限る。）を守らなければならない。

(1)～(4)　（略）

（ゲームセンターへの年少者の立入りの制限）

第８条　法第22条第５号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の規定により条例で定める時は午後６時とする。

（店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限）

第11条　法第28条第４項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から日出時までの間これを営んではならない。

第11条の２　（略）

(1) 第４条の２の公安委員会規則で定める地域
(2) 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（入所した者を午前零時から午前６時までの時間においても滞在させるための施設に限る。）の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から50メートル以内を除く地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）
第11条の４　特定遊興飲食店営業は、前条第１号の公安委員会規則で定める地域においては、午前６時後午前９時までの時間において、午前零時から午前６時までの時間から継続する営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）
第11条の５　法第31条の23において準用する法第15条に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。

地　　域	数　値
(1) 病院、診療所及び特別養護老人ホームの敷地から50メートル以内の地域	45デシベル
(2) (1)に掲げる地域以外の地域	50デシベル

２　法第31条の23において準用する法第15条に規定する振動の数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）
第11条の６　特定遊興飲食店営業者（法第２条第12項に規定する特定遊興飲食店営業者をいう。）は、第７条第１項各号に掲げる事項を守らなければならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）
第12条　酒類提供飲食店営業（法第２条第13項第４号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居専用地域及び住居地域（一般国道等の敷地境界線からそれぞれ30メートル以内の住居地域を除く。）においては、午前零時から午前６時までの間これを営んではならない。ただし、周辺の環境を勘案して公安委員会規則で定める地域にあつては、この限りでない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）
第13条　法第38条の４第１項に規定する特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域は、第４条の２の公安委員会規則で定める地域とする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）
第12条　酒類提供飲食店営業（法第２条第11項第３号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。）は、住居専用地域及び住居地域（一般国道等の敷地境界線からそれぞれ30メートル以内の住居地域を除く。）においては、午前零時から日出時までの間これを営んではならない。ただし、周辺の環境を勘案して公安委員会規則で定める地域にあつては、この限りでない。

（新潟県青少年健全育成条例の一部改正）

第２条　新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（利用カード等販売機への収納等の禁止） **第15条の３**　何人も、利用カード等を利用カード等販売機（利用カード等を販売するための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。）に収納し、又は利用カード等販売機により提供できる状態にしてはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に当該青少年入場禁止場所に立ち入らなければ購入できない方法によつて設置する利用カード等販売機については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　風俗営業法第２条第１項に規定する風俗営業（同項第５号の営業を除く。）、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所	（利用カード等販売機への収納等の禁止） **第15条の３**　何人も、利用カード等を利用カード等販売機（利用カード等を販売するための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。）に収納し、又は利用カード等販売機により提供できる状態にしてはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に当該青少年入場禁止場所に立ち入らなければ購入できない方法によつて設置する利用カード等販売機については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　風俗営業法第２条第１項に規定する風俗営業（同項第８号の営業を除く。）、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

（新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正）

第３条　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改　正　後	改　正　前
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　（略） ２～５　（略） ６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第２条の規定による改正後の法第31条の22の特定遊興飲食店営業（以下この項及び次項において「営業」という。）の許可に係る事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　３月以内の期間を限って営む営業の許可を受けようとする者　１件につき１万4,000円 (2)　その他の営業の許可を受けようとする者　１件につき２万4,000円 ７　前項の許可を受けようとする者が同時に他の営業の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の営業の許可に係る手数料については、それぞれ同項各号に定める額から8,000円を減額するものとする。	（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　（略） ２～５　（略）

第４条　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以

下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条において「法」という。)第20条第２項の認定、同条第４項の検定又は同条第５項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。)第14条の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ２　法第３条第１項の許可又は法第20条第10項において準用する法第９条第１項の承認に係る事務について、令第29条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ３　前２項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第５条第４項の許可証の再交付を受けようとする者　１件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条、第７条及び第８条において「標準政令」という。)本則の表９の項の１の下欄に掲げる金額 (2) 法第７条第１項の風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表10の項の下欄に掲げる金額 (3) 法第７条の２第１項の風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表11の項の下欄に掲げる金額 (4) 法第７条の３第１項の風俗営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表11の２の項の下欄に掲げる金額 (5) 法第９条第１項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表12の項の下欄に掲げる金額 (6) 法第９条第４項の許可証の書換えを受けようとする者　１件につき標準政令本則の表９の項の２の下欄に掲げる金額 (7) 法第10条の２第１項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表13の項の１の下欄に掲げる金額 (8) 法第10条の２第５項の認定証の再交付を受け	（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料） **第２条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表において「法」という。)第20条第２項の認定、同条第４項の検定又は同条第５項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。)第10条の２の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ２　法第３条第１項の許可又は法第20条第10項において準用する法第９条第１項の承認に係る事務について、令第16条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。 ３　前２項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、別表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

ようとする者　１件につき標準政令本則の表13の項の２の下欄に掲げる金額

(9) 法第24条第６項の営業所の管理者に対する講習を受けようとする者　講習１時間につき標準政令本則の表14の項の下欄に掲げる金額

(10) 法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の規定による法第27条第１項、第31条の２第１項、第31条の７第１項、第31条の12第１項又は第31条の17第１項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の１の下欄に掲げる金額

(11) 法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の規定による法第27条第２項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第２項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の２の下欄に掲げる金額

(12) 法第27条第４項（法第31条の12第２項において準用する場合を含む。）又は第31条の２第４項（法第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の２の項の３の下欄に掲げる金額

(13) 法第31条の22の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の３の項の下欄に掲げる金額

(14) 法第31条の23において準用する法第５条第４項の許可証の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の４の項の１の下欄に掲げる金額

(15) 法第31条の23において準用する法第７条第１項の特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の５の項の下欄に掲げる金額

(16) 法第31条の23において準用する法第７条の２第１項の特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の６の項の下欄に掲げる金額

(17) 法第31条の23において準用する法第７条の３第１項の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者　１件につき

標準政令本則の表14の７の項の下欄に掲げる金額

(18)　法第31条の23において準用する法第９条第１項の営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の８の項の下欄に掲げる金額

(19)　法第31条の23において準用する法第９条第４項の許可証の書換えを受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の４の項の２の下欄に掲げる金額

(20)　法第31条の23において準用する法第10条の２第１項の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の９の項の１の下欄に掲げる金額

(21)　法第31条の23において準用する法第10条の２第５項の認定証の再交付を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表14の９の項の２の下欄に掲げる金額

(22)　法第31条の23において準用する法第24条第６項の営業所の管理者に対する講習を受けようとする者　講習１時間につき標準政令本則の表14の10の項の下欄に掲げる金額

４　法第20条第５項の規定により公安委員会が同条第２項の認定又は同条第４項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、令第14条の表３の項又は４の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。

５　（略）

（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）

第７条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、

４　法第20条第５項の規定により公安委員会が同条第２項の認定又は同条第４項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、令第10条の２の表３の項又は４の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。

５　（略）

６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第２条の規定による改正後の法第31条の22の特定遊興飲食店営業（以下この項及び次項において「営業」という。）の許可に係る事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)　３月以内の期間を限って営む営業の許可を受けようとする者　１件につき１万4,000円

(2)　その他の営業の許可を受けようとする者　１件につき２万4,000円

７　前項の許可を受けようとする者が同時に他の営業の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の営業の許可に係る手数料については、それぞれ同項各号に定める額から8,000円を減額するものとする。

（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）

第７条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、

当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第４条第１項の許可を受けようとする者　１件につき標準政令本則の表66の項の１の下欄に掲げる金額 (2)～(13)　(略)	当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第４条第１項の許可を受けようとする者　１件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条及び次条において「標準政令」という。）本則の表66の項の１の下欄に掲げる金額 (2)～(13)　(略) 別表（第２条関係） (略)

（新潟県暴力団排除条例の一部改正）

第５条　新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（特別強化区域における特定営業者の禁止行為） **第18条**　次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第２条第７項第１号の営業にあっては事務所（風営適正化法第31条の２第１項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の２第１項第７号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第２条第７項第２号の営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第２条第13項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。 (1)・(2)　(略) (3) 風営適正化法第２条第11項に規定する特定遊興飲食店営業 (4)　(略)	（特別強化区域における特定営業者の禁止行為） **第18条**　次に掲げる営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化区域における特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第２条第７項第１号の営業にあっては事務所（風営適正化法第31条の２第１項に規定する事務所をいう。以下同じ。）が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業及び風営適正化法第31条の２第１項第７号に規定する受付所又は待機所を特別強化区域に設ける場合の当該受付所又は待機所に係る当該営業を含み、風営適正化法第２条第７項第２号の営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業とし、風営適正化法第２条第11項に規定する接客業務受託営業（以下「接客業務受託営業」という。）にあっては事務所が特別強化区域に所在する者が営む当該事務所に係る当該営業を含む。以下同じ。）の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。 (1)・(2)　(略) (3)　(略)

(5) 風営適正化法第２条第13項第４号に規定する飲食店営業 (6) （略） ２・３　（略）	(4) 風営適正化法第２条第11項第３号に規定する飲食店営業 (5) （略） ２・３　（略）

附　則

この条例は、平成28年６月23日から施行する。ただし、第３条の規定は、同年３月23日から施行する。